

平成28年度既存住宅における 再エネ・省エネ促進事業

事業説明会

平成28年6月13日

公益財団法人 東京都環境公社
(東京都地球温暖化防止活動推進センター)



クール・ネット東京

1. 事業概要
2. 制度改正について
3. 改正後の事業概容
4. 申請の方法
5. 申請書類作成の注意点
6. よくある質問

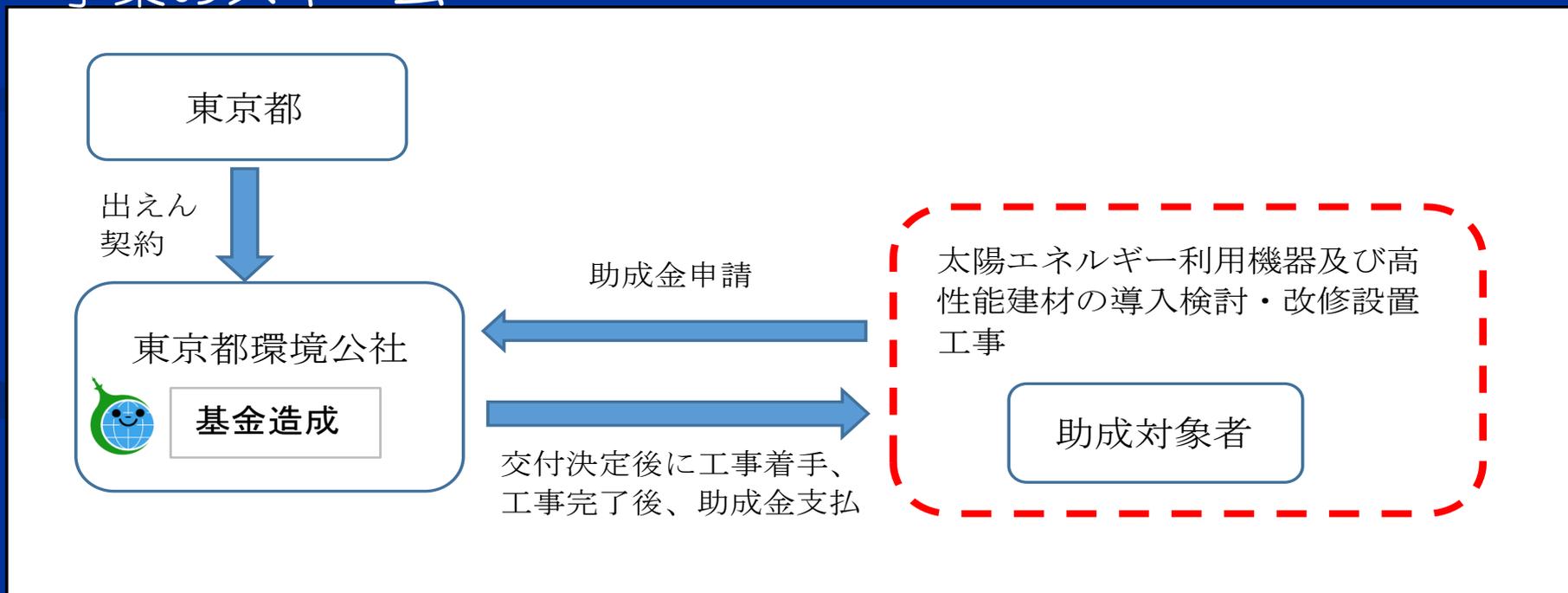
1.事業概要

事業概要

申請の手引き P4

都内に**既存住宅**を所有する**個人・法人等**において**高性能建材**の導入及び**太陽エネルギー利用機器**の導入費用の一部を助成。

事業のスキーム



2. 制度改革について

制度改革について

【新制度の適用年月日】

平成28年4月1日以降

【平成27年度からの変更点】

• 高性能建材の交付の条件を変更

一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）が実施する「既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業」（国事業）の交付決定者以外でも申請が可能となります。

• HEMS等の導入を助成条件から削除

制度改正について

申請の手引き P4

• 事後申請制から事前申請制に変更

平成27年度においては、事後申請制（工事完了後に申請）としていましたが、平成28年度より、事前申請制（工事契約締結前に申請）に変更します。

※平成27年度に国事業の交付決定を受けた方は、平成28年度以降も引き続き事後申請制が適用されます。

• 都内の空き家活用事業を追加

都内の空き家を社会福祉施設へ転用することを条件に太陽エネルギー利用機器の導入及び高性能建材を活用した省エネルギーフォームに係る費用の一部を助成します。

制度改正について

(1) 住宅における再エネ導入・省エネルギーフォーム※1

住宅において、①及び②を合わせて行う場合
その費用の一部を助成します。

①高性能建材を活用した省エネルギーフォーム

②太陽光発電・太陽熱利用システムの導入

(太陽光発電・太陽熱利用システムが既設の
場合は不要)

制度改正について

(2) 空き家における再エネ導入・省エネルギーフォーム

空き家において、①、②及び③を合わせて行う場合、①及び②の費用の一部を助成します。

①高性能建材を活用した省エネルギーフォーム

②太陽光発電・太陽熱利用システムの導入

(太陽光発電・太陽熱利用システムが既設の場合は不要)

③空き家を社会福祉施設（都市型軽費老人ホーム又は認知症高齢者グループホーム）に改修し、事業者に賃貸すること

制度改正について

申請の手引き P5

※1 「住宅における再エネ導入・省エネリフォーム」において、区市町村から交付される補助金のうち、次に該当するものとは併用できませんので、ご注意ください。

（本助成金と併用できない補助金）

空き家利活用等区市町村支援事業補助金交付要綱（平成27年5月12日平成27都市住政第85号）第4（3）アの省エネ改修

（同交付要綱第4（3）アのバリアフリー改修、子育てに配慮した改修及び耐震改修工事との併用は可能です。）

制度改革について

※2 「空き家における再エネ導入・省エネリフォーム」において、区市町村から交付される補助金のうち、次の事業に該当するものと本助成金の助成対象経費を重複できないことから、助成対象経費の内訳を整理する必要がありますので、あらかじめ公社までご相談下さい。

(本助成金と助成対象経費の重複ができない補助金)

- ①認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業実施要綱
(平成27年5月27日26福保高施第2107号)の4に規定する事業
- ②都市型軽費老人ホーム整備費補助事業実施要綱(平成25年6月23日22福保高施第586号)の4に規定する事業

3.改正後の事業概要

改正後の事業概要

申請の手引き P6

■ 助成対象者

住宅における再エネ導入・省エネリフォーム

1.住宅の所有者（個人・法人）

2.集合住宅の管理組合又は管理組合法人

3.上記1,2と共同で申請するリース事業者

注 リース事業者のみでの申請は不可

改正後の事業概要

申請の手引き P6

■ 助成対象者

空き家における再エネ導入・省エネリフォーム

所有する空き家を社会福祉施設（認知症高齢者グループホーム又は都市型軽費老人ホーム）に改修し、社会福祉施設を運営しようとする**事業者に賃貸する個人又は法人**

改正後の事業概要

■ 助成対象者

集合住宅の管理組合

法人格の**有無**によって申請方法が異なる。

法人格の ない 管理組合	個人 申請
法人格の ある 管理組合	法人 申請

改正後の事業概要

申請の手引き P6・P7

■ 設置機器等

本事業へ申請する際は、原則として「(1) 太陽エネルギー利用機器の設置」と「(2) 高性能建材を活用した省エネリフォーム」の両方の実施が必須となります。

詳しくは、助成金申請の手引き「2.2 設置機器等」(P6)を参照

改正後の事業概要

申請の手引き P8

■ 助成対象経費

助成対象となる経費は設置機器等によって異なります。

1. 太陽光発電システム

工事費

（機器の据え付けに必要な経費が対象）

※設備費（機器本体、付属機器等）、機器の据え付けに必要なのない工事費（廃材処分費、諸経費等）は**助成対象外**

改正後の事業概要

申請の手引き P8

■ 助成対象経費

2. 太陽熱利用システム

機器費、工事費

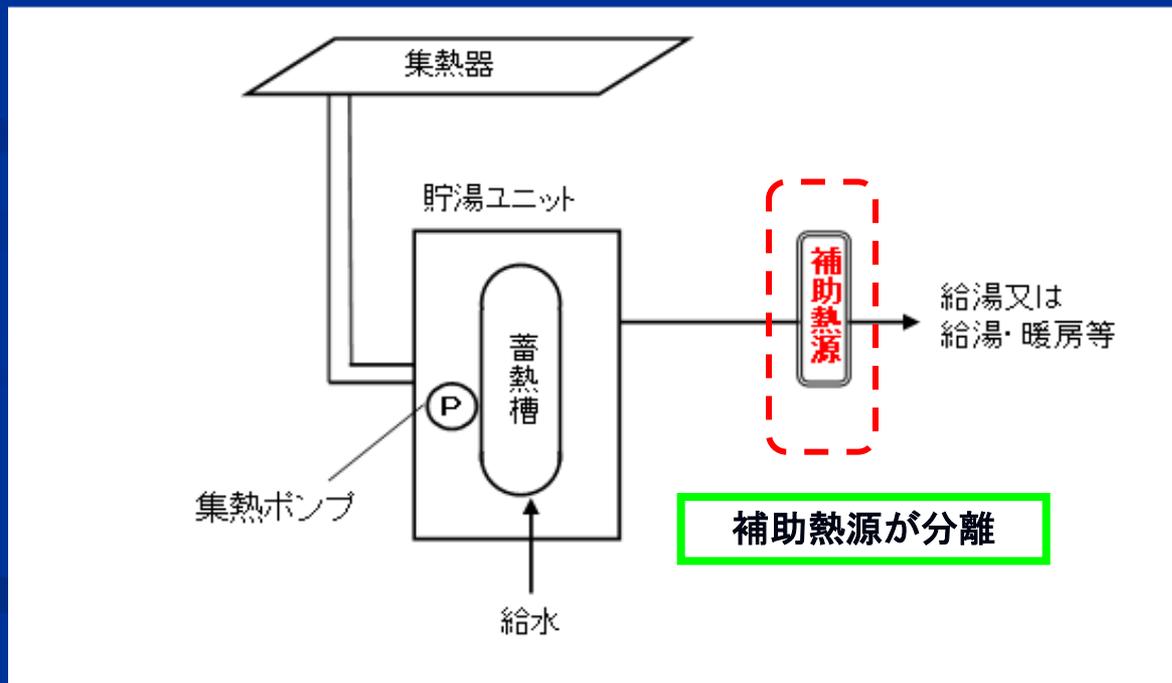
※機器の据え付けに必要なのない工事費（廃材処分費、諸経費等）は**助成対象外**

※**補助熱源と貯湯槽が一体の場合、一定額を控除**
（補助熱源は助成対象外）

改正後の事業概要

■ 助成対象経費

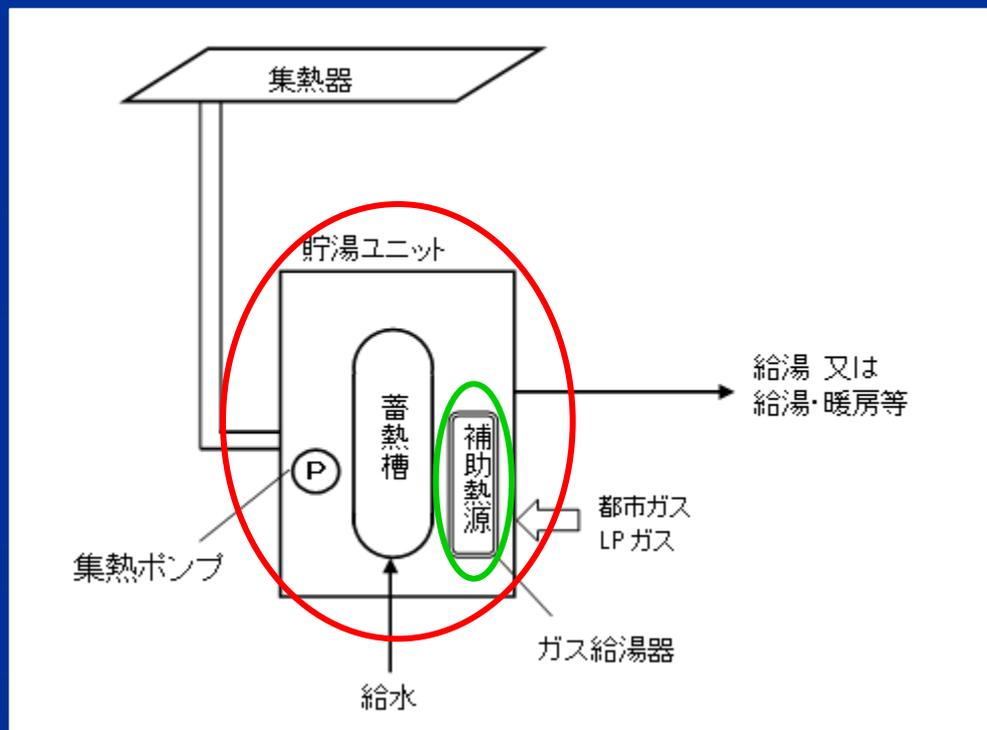
(参考) 一般的な太陽熱利用システム



改正後の事業概要

■ 助成対象経費

※補助熱源機が貯湯槽と一体の場合



改正後の事業概要

申請の手引き P8

■ 助成対象経費

補助熱源の種類により、助成対象経費から一定額を控除

	補助熱源の種類	控除額
1	潜熱回収型でない給湯器をシステムに含むもの (3を除く)	7万円/個
2	潜熱回収型給湯器をシステムに含むもの	10万円/個
3	ヒートポンプ式給湯器をシステムに含むもの	20万円/個

改正後の事業概要

■ 助成対象経費

申請の手引き P8

3.高性能建材

材料費、工事費

※諸経費、消費税及び地方消費税等、工事に直接関係のない経費、過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のものは**助成対象外**

※次の場合を除き、交付決定前に契約を締結したものに係る経費は**助成対象外**

①SIIが実施する「平成26年度既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業（補正予算に係るもの）」の交付対象として、平成27年4月1日以降に交付決定を受けたものであって、額の確定通知を受けている場合

②平成28年4月1日から平成28年6月30日までに契約締結し、平成28年7月31日までに本助成金の交付申請を行う場合

改正後の事業概要

■ 助成金額

1. 太陽光発電システム

①公称最大出力の合計値

②パワーコンディショナの定格出力

①と②の**どちらか低い値**×20,000円/kW

上限額 **199,000円**

(集合住宅の場合、199,000円×**総戸数**)

※空き家における再エネ導入・省エネリフォームの場合は
199,000円×**入所定員**

改正後の事業概要

■ 計算例

①公称最大出力 4.90kW

$$4.90\text{kW} \times 20,000\text{円} = 98,000\text{円}$$

②パワーコンディショナ 4.00kW

$$4.00\text{kW} \times 20,000\text{円} = 80,000\text{円}$$

① > ②となるため、助成金額は、

80,000円となる。

改正後の事業概要

■ 助成金額

2. 太陽熱利用システム

1m^2 あたり70,000円×集熱面積

上限額 500,000円

(集合住宅の場合、500,000円×総戸数)

※空き家における再エネ導入・省エネリフォームの場合は
500,000円×入所定員

改正後の事業概要

■ 助成金額

3.高性能建材

助成対象経費の**1/6**

上限額

750,000円

(集合住宅の場合、750,000円×**総戸数**)

※空き家における再エネ導入・省エネリフォームの場合は
700,000円×**入所定員**

3.申請の方法

- 申請受付期限

平成29年3月31日(金)まで

- 提出方法

郵送又は窓口

※窓口で提出する場合、事前連絡が必要

申請の方法

- 申請様式は、センターホームページよりダウンロード可能

(<http://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/kizon-solar/yosiki/>)

申請の方法

- 申請可能な設置機器等の組合せ
 - 太陽光発電システムや太陽熱利用システムだけの申請はNG
 - 高性能建材のみ申請の場合、太陽熱温水器の設置（助成対象外）が必要
- 申請する際は、設置機器等の組合せが必要（4パターンあり）

申請の方法

■ 申請可能な設置機器等の組合せ

● 助成対象
▲ 助成対象外

設置機器等	申請パターン			
	A	B	C	D
太陽光発電システム	●	—	●	—
太陽熱利用システム (強制循環式ソーラーシステム等)	—	●	●	—
高性能建材	●	●	●	●
太陽熱温水器 (助成対象外)	—	—	—	▲

注 申請パターンDの場合は申請の要件となりますが、太陽熱温水器は助成対象外となります。

注 太陽光発電システムまたは太陽熱利用システムが既に設置されている場合は申請の要件となりますが、助成の対象となるのは高性能建材のみとなります。

申請の方法

■ 交付の条件

申請する際は、交付の条件を全て満たす必要がある。

※ 詳細は、助成金申請の手引き「3.4 交付の条件」(P11)を参照

申請の方法

- 交付決定後の手続等
 - 法定耐用年数の期間は**財産処分制限**の対象
 - 法定耐用年数以内に助成金の交付対象となった設置機器等を**処分**した場合、交付決定の**取消し**及び**助成金の返還対象**となる。

申請の方法

- 助成事業を実施する際に、変更が生じた場合、あらかじめ「助成事業計画変更申請書（第9号様式）」を提出。

（詳細については、事前に公社までご相談ください。）

- 助成事業者は設置機器等の工事が完了し工事代金の支払完了後30日以内に「事業完了報告書（第12号様式）」を提出。

注 提出期限を過ぎると、受理しない場合がありますので、十分にご注意ください。なお、報告の最終提出期限は平成29年9月30日ですので、平成28年度末頃等に申請する場合は、施工計画にご注意ください。

4.申請書類作成上の注意点

申請書類作成上の注意点

■ 申請書類

- 申請パターンによって提出書類が異なる。
- チェックリストで提出書類と添付資料を確認する。
- 詳しくは、助成金申請の手引き「5.様式記入例」（P24～）を参照。

申請書類作成上の注意点

■ 申請書類

- ①添付書類は、様式に記載された数値の根拠資料。
- ②申請書類を手書きで記載する場合は、**黒色**又は**青色**のボールペンで記入する。
- ③消すことができるボールペンでの記入は不可。
- ④様式内には、**自動計算**する箇所がある。
- ⑤申請パターンによって提出書類が異なる。

申請書類作成上の注意点

■ 申請書類

Aパターン

(太陽光発電システム＋高性能建材)

- 助成金交付申請書
- 機器等設置計画書 (太陽光発電システム用)
- 機器等設置計画書 (高性能建材用)

申請書類作成上の注意点

■ 申請書類

Bパターン

(太陽熱利用システム＋高性能建材)

- 助成金交付申請書
- 機器等設置計画書 (太陽熱利用システム用)
- 機器等設置計画書 (高性能建材用)

申請書類作成上の注意点

■ 申請書類

Cパターン

(太陽光発電システム＋太陽熱利用システム＋高性能建材)

- 助成金交付申請書
- 機器等設置計画書 (太陽光発電システム用)
- 機器等設置計画書 (太陽熱利用システム用)
- 機器等設置計画書 (高性能建材用)

申請書類作成上の注意点

■ 申請書類

Dパターン

(高性能建材＋太陽熱温水器)

- 助成金交付申請書
- 機器等設置計画書 (高性能建材用)
- 機器等設置計画書 (太陽熱温水器)

申請書類作成上の注意点

■ 助成金交付申請書

- 申請者別に様式が異なるので注意。

住宅の所有者（**個人**）又は**管理組合**用

共同申請用（住宅の所有者（**個人**）又は**管理組合**用）

住宅の所有者（**法人**）又は**管理組合法人**用

共同申請用（住宅の所有者（**法人**）又は**管理組合法人**用）

申請書類作成上の注意点

■ 申請書類

助成金交付申請書

(1) 住宅の所有者情報

- ①助成事業者別に申請様式が異なるので、注意が必要
- ②印鑑の種別に注意すること。

住宅の 個人 所有者	実印
住宅の 法人 所有者	代表者印

※リース事業者は**代表者印**となります。

申請書類作成上の注意点

■ 申請書類

助成金交付申請書

(2) 設置機器等に関する情報

(3) 助成金申請額

設置機器等設置計画書（第1-2～第1-5号様式）に記入した内容を記入。

申請書類作成上の注意点

■ 申請書類

(4) 助成金振込先に関する情報

- 預金種類（普通・貯蓄・当座）

- □座名義

※共同申請を行う場合は□座名義をあらかじめ決めた上で書類を作成して下さい。

5.よくある質問

よくある質問

Q1 高性能建材とは？

Q2 申請する時期（タイミング）

Q3 国等の補助金との併用は可能か？

お問い合わせ先

クール・ネット東京

(東京都地球温暖化防止活動推進センター)

(公財)東京都環境公社

〒163-0810 新宿区西新宿2-4-1

新宿NSビル10階

電話:03(5990)5066

FAX:03(6279)4698

URL:<http://www.tokyo-co2down.jp/>

Email:tccca@kankyo.metro.tokyo.jp

